

社会福祉法人 車胤福祉会

役員費用弁償及び役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人車胤福祉会（以下「法人」という。）の役員に対する費用弁償及び役員報酬について規定するものである。

2 法人における役員とは次に定めるものとする

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事

(費用弁償)

第2条 前条2項に定めるものが、法人又は法人の運営する施設の職務のため出張する場合は、費用弁償として日当及び旅費を支給する。

2 日当及び旅費の支給方法は、車胤福祉会旅費規程に準じて支給する。

(役員報酬)

第3条 役員報酬額は、定款及び評議員会で定めた総額の範囲内で、次のとおりとする。

役員報酬（参加1回当たり）

|      | 評議員     | 理事      | 監事      |
|------|---------|---------|---------|
| 評議員会 | 3,000 円 |         |         |
| 理事会  |         | 3,000 円 | 3,000 円 |
| 監事監査 |         |         | 5,000 円 |

附則

この規程は、平成29年度4月1日より施行する。